さがみはら都市みらい研究所 平成 26 年度専門研究

相模原市における遊休農地を活用した 地域振興に関する調査研究

さがみはら都市みらい研究所 専門研究員 佐藤 暁彦

相模原市における遊休農地を活用した地域振興に関する調査研究

目 次

序章 は	じめに
第一節 第二節	調査研究の背景と目的
第三節	年報告の構成
第一章	遊休農地の発生要因と遊休農地解消事業の類型化
第一節	遊休農地の発生要因5
第二節	遊休農地解消事業の類型化 9
第二章	相模原市における農地利用と遊休農地の現状
第一節	相模原市における農地利用の現状と地域別第一次産業従事者割合
第二節	相模原市における遊休農地の現状及び政策に関する調査20
第三章:	泉橋酒造株式会社を対象としたヒアリング調査 29
終章 総	合考察 - 調査結果の概要と遊休農地対策に関する提言 -
第一節	調査結果の概要と考察35
第二節	遊休農地対策に関する提言36
第三節	本研究における課題と今後の展開方向45

序章 はじめに

第一節 調査研究の背景と目的

近年、新鮮かつ安全な食材を求める消費者のニーズや、地場農産物のブランディングによる地域振興、農業を通したふれあい志向の高まり、景観の保全等の観点から、都市部・都市近郊における農業や農地の果たす役割は年々重要なものになっている。また、農業を取り巻く社会環境は大きく変容しており、都市農業が直面する課題も多様化している。このため、地産地消や食農教育、後継者の育成、農地整備等、都市農業の特質を活かした地域振興や新たな取り組みが求められている。

また、遊休農地に関しても様々な問題や課題が指摘されている。遊休農地の発生、拡大を看過することにより、廃棄物の不法投棄、病害虫・有害鳥獣の発生による農産物への被害、景観の悪化等、周辺の営農・生活環境に悪影響を及ぼす危険性がある。また、食料を生産する為の資源である農地が有効利用されないということは、食料供給の観点からも問題があると言える。耕作を放棄した状態が長期間続くことにより、農地としての再利用が非常に困難となる可能性が高まることから、農地所有者には、農地を適正に利用する責務がある。然しながら、これらの課題や問題の解消は容易ではない。一次産業の中だけで対策を講じるのではなく二次産業、三次産業との連携を図り、多面的な対策を立案する事が必要不可欠である。相模原市の場合は、東京や横浜等の都市部に近く、中山間地域におけるアクセスも良いことから、都市農村共生・対流など、地理的優位性を念頭に置いた対策を講じる必要がある。

上記の内容を踏まえ、本研究は相模原市の地理的優位性に着目し、遊休農地の活用を主軸とした都市農村交流による地域振興の可能性を検討するものである。なお、相模原市における遊休農地の大部分は藤野地区を始めとする中山間地域に集中していることから、本研究では中山間地域の遊休農地解消と活用を中心に検討を行うものとする。調査手法は主に以下の3点である。

国勢調査等の各種統計情報を用いた統計分析及び文献調査

遊休農地解消事業に関する事例調査

相模原市において、遊休農地解消事業に取り組んでいる法人等を対象としたヒアリング調査

第二節 本報告の構成

本研究報告は、序章、終章を含め全5章で構成されている。各章ごとの概要は次のとおりである。序章では、本調査報告の背景、目的についてまとめ、本調査報告全体の構成について整理するとともに、既往文献のレビューを行う。第一章では、遊休農地の発生要因の調査と遊休農地解消事業の類型化に関する内容について記述している。第二章では、相模原市における農地利用や遊休農地の現状に関する調査結果をまとめ、どのような遊休農地政策が行われているのか分析、評価する。第三章では、相模原市にて、遊休農地解消事業を行っている泉橋酒造㈱に関する調査結果について記述する。終章では、調査結果の概要と考察をまとめたうえで、空き家と遊休農地を活用した就農者の確保と基幹作物のブランディングに関する提言を行う。

第三節 既往文献レビュー

東京都立図書館ホームページ「東京都内図書館横断検索機能」により、遊休農地に関連する文献(論文・著書)をリサーチした。該当した文献は574件であり、その中から遊休農地解消事例に関する原著論文、調査論文、図書を始めとする4文献をピックアップした。ピックアップした4文献を論述内容ごとに整理し、図表にまとめた(表1)。当該4文献の主な論述内容は下記のとおりである。

塩谷(2013)は、遊休農地の解消と食農教育及び交流事業による地域活性プロジェクトに関する調査結果をまとめている。調査対象となったプロジェクトは2009年に着手されたものである。十数年耕作されていなかった約50aの遊休農地を復活・再生し、 地元と大学との交流の場、 学生の学びの場、 地域の憩いの場として整備した。結果として、遊休農地解消が地域の活性化や大学の存在意義向上に繋がったとされている。

谷田部(2011)は、遊休農地の草地化を推進するため、センチピードグラス¹の現地栽培及び、放牧実証実験を行い、実験結果をまとめている。当実験では、平成 18 年 6 月に播種を行い、播種量と播種後の管理方法の違いによる試験区を設けている。水田と畑を比較すると、畑の方がやや定着が良好であった。また、播種直後の牛放牧の継続の有無はその後の被度には大きな影響がなく、各試験区とも播種から 3 年目には被度がおおむね 70%以上となり、定着することが明らかとなっている。さらに、造成された草地を用いて放牧圧の違いがセンチピードグラスの草地に及ぼす影響についても検討している。結果は、単位面積当たりの草の生産量は水田、畑とも放牧圧の弱い方が多くなった。

渡部(2008)は、農地貸付方式による企業の農業参入制度を活用し、遊休農地を利用した国内産 緑化用種子採取に関する研究結果について掲載している。施工後2年目に採取成功した緑化用種 子は、ヤマハギ²(8 kg)、コマツナギ³(12 kg)、アキグミ⁴(3 kg)である。播種初年度より種子の収量 は増加しているが、緑化施工に使用できる程の種子量ではない。また、チカラシバも草本種子と して法面緑化施工に有効であるという研究結果からチカラシバの栽培を行ったが、種子の収穫に 失敗している。渡部(2008)の研究では施工実績が少ないため、今後の育成状態について調査を継 続する必要があると言える。

¹ センチピートグラス: 東南アジア原産の暖地型芝草の一種で、和名は「ムカデシバ」という。草丈は15cm 程度で、ランナーは一夏で1m~2m伸び、各節から根を出して旺盛に増殖する。生育期間は5月~10月。冬季、地上部は枯れているが、春には生育を開始する。一度定着すると永続性に優れ、夏の日照りにも極めて強く、10年以上生育し草刈り作業の軽減に有効である。また、アレロパシー(他感作用)の作用があり、雑草の発生や侵入を抑制すると言われている。

[『]全国農業協同組合連合会 岡山本部ホームページ 参照』

http://home.oy.zennoh.or.jp/einou/news/einou/02_about/index.html

² ヤマハギ:マメ科ハギ属 各地の山野に分布する落葉低木。枝は殆ど枝垂れず、葉にはうっすらと毛がある。多くの細い枝があり、花は紅紫色をしている。

[『]デジタル植物図鑑-日本に生育する野草/草花- 旺文社/ラティオンインターナショナル 参照』

³ コマツナギ:マメ科コマツナギ属 土手、道端など日当り良好なところに生える。駒を繋げるほど茎が丈夫なため、コマツ ナギと呼ばれる。

[『]デジタル植物図鑑-日本に生育する野草/草花- 旺文社/ラティオンインターナショナル 参照』

⁴ アキグミ:グミ科グミ属 グミ科の落葉低木で、北海道南西部から琉球列島、朝鮮半島、中国に分布する。果実は秋に赤熟 し、白い鱗片を散生する。

[『]ブリタニカ国際大百科事典 ブリタニカ・ジャパン 参照』

佐野(2007)は、土地利用の観点から東京都の市街化区域内の農地、耕作放棄地の特性を明らかにするとともに、耕作放棄地の発生から、その後の用途転用の流れ、現地における市街地法規上の課題の明確化を試みている。当研究により、大規模な農地開発が行われた地域において、農地の細分化とともに農地転用が進み、その過程で耕作放棄地が発生することが明らかとなっている。また、耕作放棄地の発生した地域では、土地利用が法規を逸脱して荒廃するケースも見られている。東京都の市街化区域に残る農地が耕作目的のために利用されず、未利用地等となり、荒廃するケースも確認されている。

表 1 既往文献レビュー

	塩谷(2013)	谷田部[他](2011)	渡部(2008)	佐野(2007)
遊休農地の発生予防				
遊休農地における特性と課題				
遊休農地の解消・利活用				

出所:筆者作成

引用・参考文献

- 1) 井上和衛(2013): 『これからの遊休農地対策の方向 [~]耕作放棄地発生防止・解消活動表彰事業 受賞優良事例に学ぶ[~]』全国農業会議所
- 2) 塩谷弘康(2013): 『遊休農地を活用した地域連携による主体的な学修の促進』東北・北海道地 区大学等高等・共通教育研究会研究集録 掲載巻 63 pp72-76
- 3) 武部隆(2012):『耕作放棄地を考える(13)耕作放棄地の発生防止は可能か』農業及び園芸 87(10) pp1031-1043
- 4) 谷田部隆(2011): 『遊休農地のシバ型草地化実証試験』 茨城県畜産センター研究報告(44期) pp36-38
- 5) 原薗秀雄(2011): 『遊休農地でゴマの産地おこし 一〇〇人で三〇ha 以上!』現代農業 90 (8) pp236-241
- 6) 阿部俊夫(2009): 『特定農業法人·集落営農で耕作放棄地を未然に予防(特集遊休農地解消に向けて)』技術と普及46(5) pp6-9,25-27
- 7) 田中進(2009): 『遊休農地にチャレンジした農業ベンチャー』AFC フォーラム 57(3) pp3-6
- 8) 渡部ユミ子(2008): 『遊休農地を利用した国内産種子の生産事例』日緑工誌 34(1) 160-163
- 9) 柚木茂夫(2008): 『秩序ある農地利用に向けた農地政策見直しへの期待』74(1) pp42-51
- 10) 佐野文俊(2007): 『土地利用から見た市街化区域内耕作放棄地の特性と課題に関する調査・研究』学術講演梗概集 巻: 2007 pp331-332

第一章 遊休農地の発生要因と遊休農地解消事業の類型化

第一節 遊休農地の発生要因

根本的な遊休農地の発生原因を解明し、解決方法を提案するため、遊休農地の主な発生要因に関する文献調査を行った。まず、本調査報告において記述している遊休農地及び耕作放棄地に関する定義を述べておく。

表 2 遊休農地及び耕作放棄地に関する定義

遊休農地

農業経営基盤強化促進法第5条第2項第4号八(平成17年法改正)において規定されている法律用語であり、「農地であって、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれるもの。」と規定されている。具体的には、現状が非農地であるものは含まれない、 農地の現状等の把握時点において過去1年以上耕作が行われていないこと、 草刈りや耕起など農地を常に耕作しうる状態を保つ維持管理が行われているか否かで判断する、としている。

耕作放棄地

農林水産省の統計調査における区分であり、調査日以前1年以上作付けをせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりとした意思のない土地である。なお、耕作放棄地は多少手を加えれば耕地になる可能性のあるもので、長期間に渡り放置され、原野化しているような土地は含まない、とされている。具体的な内容は以下のとおりである。

物理的、経済的に見て耕地になる可能性がないもの

- ア 田及び畑にあっては、多年生雑草や灌木が繁茂し、トラクターや耕耘機 といった農家が通常保有している農業用機械では耕起が不可能なもの。
- イ 樹園地にあって、アに該当する場合のほか、改植を行わなければ通常の 作物が栽培出来ない状態のもの。

圃場整備を実施していないもの。

- ア 田にあっては、30a 程度以上の区画整理(区画形質の変更及びこれと一体的に水路・道路等の新設・変更を行う整備)
- イ 畑及び果樹園地にあっては、当該農地の付随する水路・道路等の新設・ 変更等の整備を実施したもの。

出所:全国農業会議所(2008):『三訂 遊休農地解消ハンドブック』pp33-34 参照

次に、遊休農地・耕作放棄地の発生要因について述べる。ここで使用した主な調査資料は、全国農業会議所の調査データである。これによると、遊休農地・耕作放棄地の発生理由の4割弱が「高齢化・労働力不足」であり、水田、畑、果樹全てに共通した要因であることが分かる。次い

で、発生要因として多く挙げられたのが農産物価格の低迷であり、全体の約2割程度を占めている。また、耕作放棄地、遊休農地が減少した地域に関する調査では、「担い手の確保」と「基盤整備の実施」により遊休農地が減少したことが明らかとなっている。

さらに、基幹作物の有無も重要な要因となっていることが分かった。遊休農地、耕作放棄地の発生防止・解消に関する調査では、「有力作物の生産販売」が 14.0%を占めており、次いで「担い手への農地集約」が 13.6%、「基盤整備の促進事業」が 12.6%という調査結果となっている。これらの各集計結果に関する詳細は以下のとおりである。

回答者数 (人) 割合 (%) No 内容 1|高齢化・労働力不足 17,421 35.1 2 農産物価格の低迷 7.934 16.0 3|農地の受け手<u>が居ない</u> 11.1 5,518 4 基盤整備が進んでいない 4.866 9.8 5|基幹作物がない 4,849 9.8 6 土地条件が悪い 4,672 9.4 7|鳥獣被害が多い 3,571 7.2 8その他 816 1.6 合計 49,647 100.0

表 3 遊休農地・耕作放棄地の発生要因

出所:全国農業会議所(2008):『三訂 遊休農地解消ハンドブック』のデータを基に筆者作成

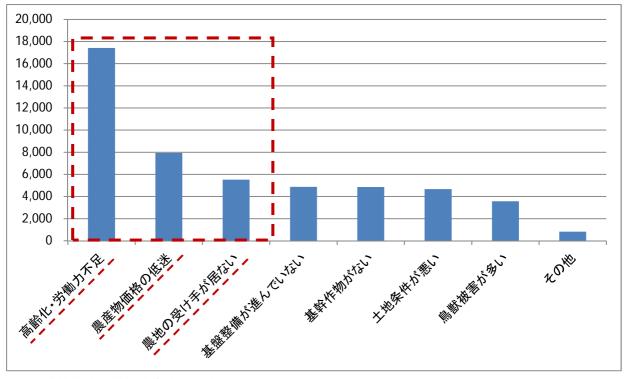


図1 遊休農地・耕作放棄地の発生要因

出所:全国農業会議所(2008):『三訂 遊休農地解消ハンドブック』のデータを基に筆者作成

遊休農地・耕作放棄地に発生要因に関するデータは表 3、図 1 のようになっている。表 3、図 1 を見ると、耕作放棄地・遊休農地の発生要因として最も高い割合を占めているのが、高齢化による労働力不足であることが分かる。次いで「農産物価格の低迷」が 16.0%、「農地の受け手が居ない」が 11.1% という結果であった。然しながら、基盤整備の進捗状況や基幹作物の有無、土壌条件なども無視することは出来ない。これらの調査結果から、農地の受け手確保と労働力不足の解消は不可分であり、これらの発生要因を解決しない限り遊休農地の根本的な解消は困難であると考えられる。

表 4 耕作放棄地が減少した要因(水田)

	No	内容	回答者数 (人)	割合 (%)
	1	担い手が確保できた	1,744	23.2
i	2	基盤整備の実施	1,658	22.1
Ī	3	担い手に利用集積した	884	11.8
	4	宅地等への転用	876	11.7
	5	植林等で山に戻した	555	7.4
	6	基幹作物の拡大	459	6.1
	7	市町村条例等法的規制	394	5.2
	8	法27条等法的指導	219	2.9
	9	その他	718	9.6
		合計	7,507	100.0

出所:全国農業会議所(2008):『三訂 遊休農地解消ハンドブック』のデータを基に筆者作成

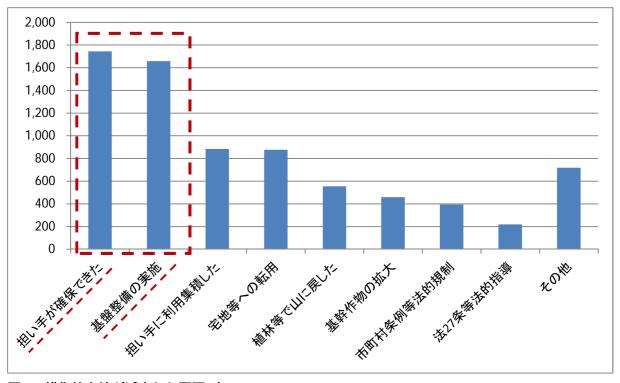


図2 耕作放棄地が減少した要因(水田)

出所:全国農業会議所(2008):『三訂 遊休農地解消ハンドブック』のデータを基に筆者作成

耕作放棄地が減少した理由に関するデータは表 4、図 2 のとおりである。当該データは水田の耕作放棄地に関するものだが、遊休農地、耕作放棄地ともに発生要因の傾向が近似しており、なお且つカテゴリー別(水田、畑、果樹)に見ても大きな違いが無かったことから、本データを用いることにした。表 4 及び図 2 を見ると、「担い手が確保できた」及び「基盤整備の実施」が突出して多いことが分かる。「担い手が確保できた」と回答した回答者は全体の 23.2%であり、「基盤整備の実施」は 22.1% という結果となっている。次いで、「担い手に利用集積した」が 11.8%、「宅地等への転用」が 11.7%となっている。表 4 及び図 2 の結果から分かるとおり、担い手の確保が耕作放棄地減少に寄与していることが分かる。また、基盤整備の重要性も明らかとなった。先述のとおり、担い手の確保が重要であることは言うまでもないが、基盤整備の実施も遊休農地減少に繋がる可能性が高いと考えられる。

表 5 耕作放棄地・遊休農地発生防止、及び解消に必要と考えられる取り組み

No	内容	回答者数 (人)	割合 (%)
1 1	有力作物の生産販売	20,182	14.0
2	担い手への農地利用集積	19,615	13.6
3	基盤整備の促進事業	18,076	12.6
4	農地の多面的な利用	11,288	7.8
5	集落営農の推進	10,815	7.5
6	農業公社の設立	9,900	6.9
7	高齢者・女性による農業振興	8,994	6.2
8	非農家・都市住民を含めた農地利用	8,853	6.1
9	シルバー人材等の活用	7,333	5.1
_10	家畜的土地利用の促進	6,605	4.6
_11	所有者から管理経費徴収	5,676	3.9
_12	山へ戻す	4,274	3.0
_13	市町村条例による規制	4,238	2.9
_14	地域一体となった取り組み	3,190	2.2
<u> 15</u>	法27条による指導	2,701	1.9
<u>16</u>	その他	2,240	1.6
	合計	143,980	100.0

出所:全国農業会議所(2008):『三訂 遊休農地解消ハンドブック』のデータを基に筆者作成

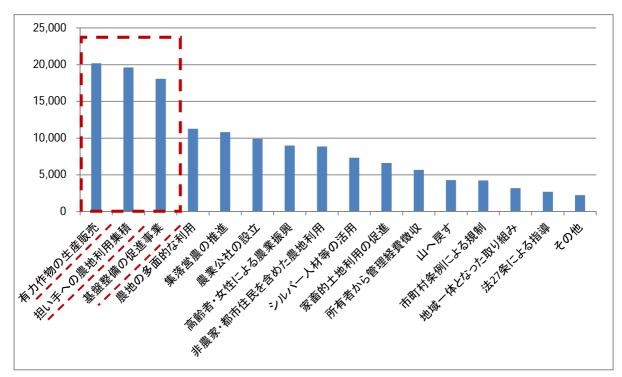


図3 耕作放棄地・遊休農地発生防止、及び解消に必要と考えられる取り組み

出所:全国農業会議所(2008):『三訂 遊休農地解消ハンドブック』のデータを基に筆者作成

さらに、耕作放棄地・遊休農地発生防止、解消に必要とされる取り組みに関する調査結果は、表 5、図 3 のようになっている。表 5 及び図 3 に示した通り、「有力作物の生産販売」、「担い手への農地利用集積」、「基盤整備の促進事業」の 3 項目が全体の 5 割弱を占めていることが分かる。それぞれの項目における割合を見ると、「有力作物の生産販売」が 14.0%、次いで「担い手への農地利用集積」が 13.6%、「基盤整備の促進事業」が 12.6%となっている。表 5 及び図 3 には示していないが、地域別に集計結果を見ると「市民農園の開設」が都市的地域で多く見られ、中間農業地域や山間農業地域では、「山へ戻す取り組み」が多い傾向にある。これらの集計結果から、改めて基幹となる有力作物や基盤整備の重要性を確認することが出来る。

第二節 遊休農地解消事業の類型化

1. 遊休農地解消事業における類型化と事例の概要

ここでは、遊休農地解消事業の目的別に見た類型化を行う。日本各地では、遊休農地の発生防止・解消対策が進められており、先進的な取り組み事例も散見される。それら遊休農地解消事業の取り組み内容は様々だが、一定の共通点が見られるため、類型化が可能である。遊休農地解消事業を目的別に分類すると4つのタイプに分けることが出来る(図4)。 基幹作物栽培型、 家畜放牧型、 市民農園型、 共生・交流型の4つである。これらの類型に基づき、農林水産省ホームページ「耕作放棄地解消事例」を始めとする各種遊休農地・耕作放棄地解消事例集に記載されている事例をタイプ毎に分類した(図5)。

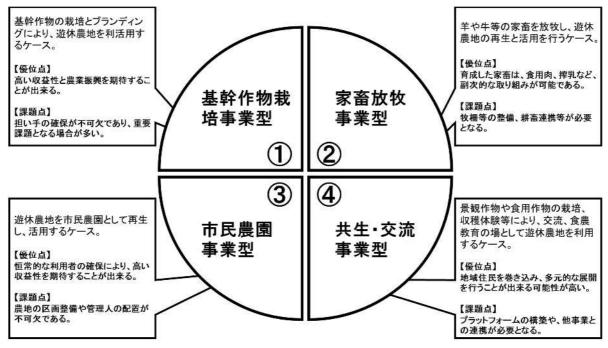


図 4 遊休農地解消事例の類型

出所:筆者作成

①基幹作物栽培事業型 1) 市民団体による菜の花作付け:『青森県横浜町』 2) 遊休桑園に「花わさび」を栽培:『福島県伊達市』 3) 遊休桑園をゆず園に転換:『受媛県西予市』 4) 酒米栽培振興特区:『岡山県鴨方町』 5) 小豆島・内海町オリーブ振興特区:『香川県内海町』 6) 地域特産物の復興:『愛媛県新居浜市』 7) モデル地区への梅の植栽活動:『岩手県藤沢町』 8) 遊休農地を施設栽培用地に活用:『東京都八丈町』 9) 遊休農地を再生し新たな茶産地づくり:『大分県豊後大野市 10) 建設業者のブルーベリー栽培:『鳥取県江府町』	②家畜放牧事業型 1) 草刈り牛に任せて:『富山県立山町』 2) 耕作放棄田を活用した和牛放牧:『滋賀県木之本町』 3) 但馬牛で農地保全:『兵庫県香美町』 4) 遊休農地の保全管理:『岡山県美作市』 5) 和牛放牧による耕作放棄地の解消:『広島県北広島町』 6) 放牧牛を活用し、耕作放棄地から管理農地へ:『徳島県美馬市』 7) 遊休農地を活用した放牧:『長崎県諫早市』
③市民農園事業型 1) 農家民宿と市民農園による地域活性化の推進:『兵庫県豊岡市』 2) 耕作放棄地に市民農園を開設:『岡山県真庭市』 3) 遊休農地を利用した貸農園の開設方法:『岡山県総社市』 4) 市民農園の活用による遊休農地解消:『高知県香南市』 5) 遊休農地を市民農園として活用:『福岡県北九州市』	④共生・交流事業型 1) 町とIAの連携による観光果樹園化:『埼玉県美里町』 2) 都市住民等の利活用による遊休農地の解消:『千葉県大網白里町』 3) 農協が全面支援、郡内16校で学校農園:『神奈川県津久井郡』 4) 中高年ホームファーマー事業による耕作放棄地の解消:『神奈川県』 5) 遊休農地を活用して障害者に就労の場を提供:『新潟県湯沢町』 6) 豊かな自然を満喫しよう:『福井県高浜町』 7) 中山間直接支払で遊休農地解消:『京都府舞鶴市』 8) 粕屋中部三町枝豆消費者交流会:『福岡県久山町』 9) 遊休農地を憩いの場に:『佐賀県唐津市』 10) 棚田の保全と都市と農村の交流:『千葉県鴨川市』

図 5 遊休農地・耕作放棄地解消事例の分類

出所:農林水産省ホームページ『耕作放棄地解消事例集』を基に筆者作成

http://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/h_jirei/

基幹作物栽培事業型

基幹作物の栽培により遊休農地を活用するケースを指す。その地域の特産品を作付するケースが多く見られる。栽培作物のブランディングを行うことにより、高い収益性を期待することが出来る。然しながら、担い手の確保や基盤整備が重要課題となるケースが多く見られる。

家畜放牧事業型

羊や牛等の家畜を放牧し、遊休荒廃農地の再生を行うケースを指す。育成した家畜は食用肉として利用出来る他、再生した土地は農地として再び利用することも可能である。然しながら、牧柵の設置や畜舎の整備、耕畜連携等が必要となるケースが多く見られる。

市民農園事業型

遊休農地を市民農園として再生し、活用するケースを指す。恒常的に利用者を確保することが可能となれば、収益を期待することが出来る。然しながら、農地の区画整備等が必要となる他、アクセス等のユーザビリティを考慮する必要がある。また、定期的な農地の管理、整備を行う管理人を配置しなければならない場合が多い。

共生・交流事業型

景観作物や食用作物の栽培、収穫体験等により、交流、食農教育の場として遊休農地を利用するケースを指す。主に体験農園として活用されるが、交流に必要なプラットフォームの構築が不可欠である。また、収益を確保する為には他の事業と連携を図るなど、多元的な展開が必要とされる。

2. 遊休農地解消事例に関する詳細

ここでは、相模原市における遊休農地解消事業の参考と成り得る事例を図5からピックアップ し、事例に関する詳細をまとめた。各事例の詳細は以下のとおりである。

事例 1 『神奈川県津久井郡 - J A が全面支援、郡内 16 校で学校農園-』(共生・交流事業型)

本事例は、神奈川県津久井郡(合併により、現在は相模原市緑区城山・津久井・相模湖・藤野地区)で行われた遊休農地解消事業であり、郡内16校に学校農園を整備したものである。本事例をピックアップした理由は、次の2点にある。 相模原市内の中山間地域における遊休農地解消事例である。 JA津久井郡の全面的な支援のもと、学校や農家が一体となり、遊休農地を活用している。

1)事業対象地域に関する概要

表 6 事例 1 における事業対象地域の概要

地		域	指		定	特定農山村、一部振興山村						
農	業	地	域	類	型	中山間農業地域						
経	営	耕	地	面	積	415 ha						
			農		家	241 ha						
耕作	耕作放棄地面積		土地扌	寺ち非	農家	208 ha						
					計	449 ha						

- (1) 当該地域は神奈川県の北西部、首都圏 50km 圏に位置している。
- (2)養蚕、酪農経営が大きく後退し、昭和50年と比較し、平成7年では農家数が631戸にまで減少している。経営耕地も590haから234haと大幅に減少している。一方、飼養規模の大きい酪農経営(29戸)及び養蚕経営(6戸)が中核的農家として存続しているが、経営耕地1ha未満の農家が90%以上となっており、農地の集団性は低いと言える。
- 2) 遊休農地解消に向けた取り組みの経緯
- (1)子どもたちに農作業を体験させることで農業に対する関心を向上させると同時に、遊休農地の利活用を進める目的として、津久井郡内の小中学校16校に学校農園を開設する取り組みが津久井郡内4町を区域とするJA津久井郡組合長の提案により開始した。
- (2) J A と各町教育委員会が協力し、昭和 57 年に津久井郡学校農園経営協議会を設立した。 J A が学校農園支援事業を農協事業の中に位置付け、本格的に取り組みを開始した。
- 3) 実施された主な取り組み
- (1)毎年、本協議会の定期総会において、学校農園活動の事業報告等を行う等、積極的な取り 組みを実施し、現在は15校で取り組みを継続している。結果として3.5haの遊休農地が 解消した。
- (2) J A 生産担当課が学校農園の窓口となり、種苗、肥料・資材等の供給や農地の借上げ、教員、児童・生徒への技術指導、耕耘作業等の協力等、全面的に支援している。
- (3) J A は平成 17 年度、136 万円の予算を組み、耕作放棄地の整地・深耕作業等について、専任オペレーターを配置して実施した。学校農園の農地は、「学校農園農地管理契約」を結び、農家から J A が (1,000 円 / a) で借用している。



写真1 学校農園の整備

出所:農林水産省 耕作放棄地解消事例集より抜粋

http://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/h_jirei/pdf/5_03.pdf

事例2『埼玉県美里町~町とJAの連携による観光果樹園化~』(基幹作物栽培+(共生・対流型)) 本事例は、遊休桑園にブルーベリーや梅、プルーン等の基幹となる作物を栽培したうえで、 観光果樹園化したものである。本事例をピックアップした理由として次の2点がある。 行政 及びJAが連携し、遊休桑園を再生した事例であり、相模原市のブランド化推進農作物の一つ であるブルーベリーを基幹作物としている。 観光農園として消費者との交流事業を行ってお り、遊休農地の再生利用による都市農村交流を促進している。

1)事業対象地域に関する概要

表 7 事例 2 における事業対象地域の概要

地		域	指		定	-
農	業	地	域	類	型	平地農業地域
経	営	耕	地	面	積	915 ha
			農		家	71 ha
耕作	耕作放棄地面積			寺ち非	農家	208 ha
			-		計	279 ha

- (1)美里町は埼玉県の西北部に位置しており、米、麦、施設野菜を中心とした農業経営を展開している。
- (2)「美しい花の里」として、春はポピー、秋はコスモスが植えられ、多くの観光客が訪れる。 さらに、果樹の一大産地を目指し、様々な果樹栽培が行われている。
- 2) 耕作放棄地解消に向けた取り組みの経緯
- (1)埼玉県内でも有数の養蚕地帯であったが、シルクの輸入による価格の低迷、高齢化により、 桑畑の荒廃化が進行した。
- (2)平成 10 年度、美里町地域農業開発協議会(町長、町議会議員、農業委員、土地改良区役員、町森林組合長、学識経験者で構成)を開催し、遊休農地解消実践活動として、「観光果樹園 100 町歩構想」を立案した。
- (3)翌年 11 年度、美里町地域農業振興実施計画(観光果樹園 100 町歩構想)を策定し、町、農業委員会、JA、農業改良普及センター等からなる観光果樹園 100 町歩構想推進協議会を組織した。当該組織により、遊休桑園等の観光果樹園化が実行された。
- 3) 実施された主な取り組み
- (1)美里町地域農業振興実施計画(観光果樹園 100 町歩構想)は5 ケ年計画で 100ha の遊休桑園等を観光果樹園(ブルーベリー、梅、プルーン等)とするもので、平成 16 年 4 月現在 70ha の耕作放棄地を解消した。
- (2)町が抜根・整地・苗木の植え込みまでを無料で行う一方、利用者が5年間の管理義務を課すこととしている。
- (3)町とJAが連携し、農業生産法人「有限会社みのり」を立ち上げ、農作業受託から加工販売まで見据えた総合的な事業運営を目指している。



写真2 ブルーベリー農園

出所:農林水産省 耕作放棄地解消事例集より抜粋

http://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/h_jirei/pdf/5_01.pdf

事例3『福岡県久山町 - 粕屋中部三町枝豆消費者交流会-』{基幹作物栽培+(共生・対流型)}

本事例は、JA粕屋を中心とし、遊休農地を再生利用と一般家庭を対象とした大豆の栽培体験に取り組んだ事例である。本事例をピックアップした理由は次の2点である。 都市近郊型農業が盛んであり、比較的都市部に近いという点が相模原市の条件と近似している。 行政・JAが一体となって取り組んでいる事例であり、枝豆・大豆の栽培・収穫体験を中心とした都市農村交流事業である。

1) 事業対象地域に関する概要

表8 事例3における事業対象地域の概要

地		域	指		定	-
農	業	地	域	類	型	中間農業地域
経	営	耕	地	面	積	173 ha
			農		家	18 ha
耕作	耕作放棄地面積		土地扌	寺ち非	農家	9 ha
					計	27 ha

- (1)久山町は、福岡市の東部に隣接し、鞍手郡との境を分ける犬鳴連山の森林が面積の3分の2を占め、麓の平野に流れる猪野川と久原川を中心に農業が営まれている。
- (2)年間平均気温は16 と比較的温暖であるが、山間部と平野部では比較的気温差が大きい。
- (3)農業は米を主体に軟弱野菜等の都市近郊農業が盛んである。一方、花卉等の生産活動が展開されているが、担い手不足による遊休農地も年々増加傾向にある。

2) 耕作放棄地解消に向けた取り組みの経緯

粕屋地域農業振興連絡協議会中部支部において、消費者の方々と農業体験による交流を通じ、農業への関心や理解を深めてもらいたいとの考えから、遊休農地を利活用した枝豆の栽培体験事業を開始した。

3) 実施された主な取り組み

- (1) J A 粕屋が中心となり、約 20a の遊休農地を借用、整備を行った。粕屋中部 3 町から募集 した希望家族に対し、1 世帯当たり 50 ㎡の区画で大豆の栽培を体験させている。 J A 粕 屋の職員が指導を行い、播種から栽培、収穫、豆腐づくり体験まで、一貫した農業体験を 実施している。
- (2)豆腐づくりの指導は、北筑前地域農業改良普及センターの援助を受け、行政・JAが一体となり取り組んでいる。





写真3・写真4 枝豆の栽培・収穫体験

出所:農林水産省 耕作放棄地解消事例集より抜粋

http://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/h_jirei/pdf/5_08.pdf

3. 小括

以上に示した3事例から、遊休農地解消と有効活用には以下の3点が重要であると考えられる。

(1)関係機関における有機的連携

遊休農地に対する共通の問題意識を持ち、それぞれの特性と機能を活かしながら有機的に連携することが不可欠である。また、遊休農地の所有者には、事業の内容と重要性を理解してもらった上で、連携を図る事が重要である。さらに、持続的なプロジェクトを展開するためには、地域住民の理解や協力、連携も欠かすことが出来ない。

(2)事務局の整備と運営

遊休農地解消事業を進めるためには、事業を主管する事務局体制が整っていなければならない。遊休農地解消事業を円滑に進める為には、現状や問題を十分に把握した事務局の存在が必要不可欠である。関係機関における有機的な連携を実現するためには、事務局が中核となり、事業を展開する必要がある。

(3)担い手の確保と育成

遊休農地発生の根本的な原因の一つとして、高齢化による労働力不足が挙げられる。労働力が確保出来ず、整備した遊休農地が再び遊休化した事例も見られることから、当該課題の解決は不可欠である。したがって、就農希望者と労働力不足に陥っている農地とのマッチングを図り、担い手の育成を行う必要がある。

引用・参考文献

- 1) 全国農業会議所(2008): 『三訂 遊休農地解消ハンドブック』全国農業会議所 pp33-35,97-115
- 2) 岡山県総合畜産センター(2009):『遊休農地放牧マニュアル』岡山県総合畜産センター
- 3) 財団法人都市農山漁村交流活性化機構(2009): 『平成 20 年度滞在型市民農園経営等アンケート調査報告書』財団法人都市農山漁村交流活性化機構
- 4) 井上和衛(2004):『都市農村交流ビジネス: 現状と課題』株式会社筑波書房
- 5) 京都府農業会議(2009):『事例から学ぶ耕作放棄地の活用戦略』
- 6) 九州農政局耕作放棄地活用方策等検討チーム(2009):『耕作放棄地解消事例集』

参考ウェブページ

1) 農林水産省ホームページ『耕作放棄地解消事例集』 http://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/h_jirei/

第二章 相模原市における農地利用と遊休農地の現状

第一節 相模原市における農地利用の現状と地域別第一次産業従事者割合

1. 相模原市における農地利用の現状

国勢調査を始めとする各種統計データを用い、相模原市における耕地面積、田耕地面積、田本地面積、畑耕地面積の特質を分析した。日本国内の全市町村と比較したところ、相模原市における耕地面積の順位及び偏差値は低いことが明らかとなった。相模原市は面積の約5割程度が原野・森林となっているため、農業用地として利用することが出来る面積は限定的であると言える。そのため、相模原市全体の面積に対する耕地面積割合は比較的低い。相模原市の農地は相模川沿いに広く分布し、比較的住宅街に近い地域に集中している。一方、相模原市の中山間地域では、小規模な農地が散在する傾向にあり、さらに、相模原市の農家は小規模農家が多く、99.2%が小規模兼業農家である。相模原市では、「人・農地プラン(地域農業マスタープラン)」による農地集約が進められているが、遊休農地は比較的中山間地域に多いことから、認定農業者等へ農地を集積するのは困難であると考えられる。平成26年度時点における遊休農地の農地集約率は、遊休農地全体の約4.0%であり、相続による農地の分散化も集約の阻害要因となっている。さらに、ヒアリング調査の結果から、農地を他者へ貸与することを躊躇する農家が少なからず存在することが明らかとなっている。結果として、農地集約による遊休農地の解消と農業振興は容易ではないと言わざるを得ない。

然しながら、農作物の大規模消費地である都市部に近く、交通網が整備されているという優位性を考慮すれば、遊休農地を活用した農業振興は不可能ではないと考えられる。農地の分布や農地利用の状況に関する詳細は以下のとおりである。

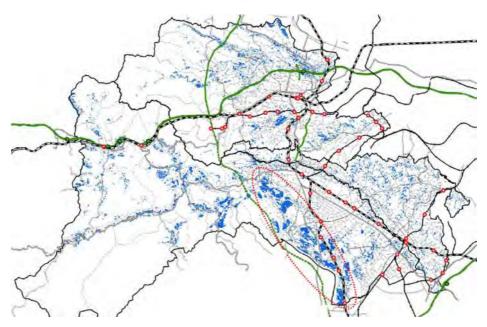


図6 相模原市における農地分布図

出所:平成 22 年度調査 地図でみる相模原市・町田市のすがた~広域連携を検討・推進するための基礎データ~ 126 ページより抜粋 http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/dbps_data/_material_/localhost/kikaku/112000/pdf/toshi_mirai/h22_sagami_machida_data.pdf

図6は、相模原市における農地の分布図である。赤い点線で囲った一帯は、相模原市内でも特に農業用地が集中している地域であり、相模川沿いに広く分布している傾向にある。先述のとおり、住宅街に近い地域である。一方、相模湖地区や藤野地区を始めとする中山間地域では、小規模な農地が散在している傾向にある。次に、農地利用の現状分析に関する分析結果を整理すると表9のようになる。

表 9 相模原市の耕地面積に関する分析

±#	地面積			田耕地	五纬				ıŀ	m ‡#+₩ ē	元律
**************************************	地凹凹作	Į.		四种地	山 作	田	本地面積	畑耕地面積			
ha	順位	偏差值	ha	順位	偏差値	ha	順位	偏差値	ha	順位	偏差值
1,660	779	47.3	130	1,315	43.9	125	1,308	43.9	1,530	333	51.1

偏差値の算出方法 (面積 平均面積)/標準偏差×10+50

出所:農林水産関係市町村別統計データを基に筆者作成(平成22年度のデータを使用)

(http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001070130)

表 9 を見ると、相模原市全体の面積に対する農地面積の割合が比較的少ない。耕地面積は 1,660ha であり、全国の市町村の中では 779 位、偏差値は 47.3 ポイントである。田耕地面積は 130ha、順位は 1,315 位であり、偏差値は 43.9 ポイントであった。田耕地面積の殆どは田本地である。畑耕地面積は 1,530ha であり、相模原市の耕地面積の 92.2%を占めている。全国の市町村の中では 333 位であり、偏差値は 51.1 ポイントである。これらの結果から、遊休農地面積の比率に関しても水田面積より、畑面積の方が高いものと推察される。

2. 相模原市における地域別第一次産業従事者割合

次に相模原市における地域別第一次産業従事者の割合に関する内容を整理・分析する。主に「さがみはら都市みらい研究所」が発行する調査資料のデータを用いた。相模原市内でも特に第一次産業従事者の割合が比較的高い地区は、藤野・麻溝・新磯であり、何れも 2%近い割合を占めている。農業従事者の割合及び第一次産業従事者の分布図を見ると、相模川流域を中心とした住宅街に集中していることが分かる。一方、中山間地域では、藤野地区を中心に点在していることが分かる。相模原市における農地分布と照らし合わせたところ、農地が集中している地域程、第一次産業従事者の割合が高いことが明らかとなった。地域別第一次産業従事者割合に関する詳細は以下のとおりである。

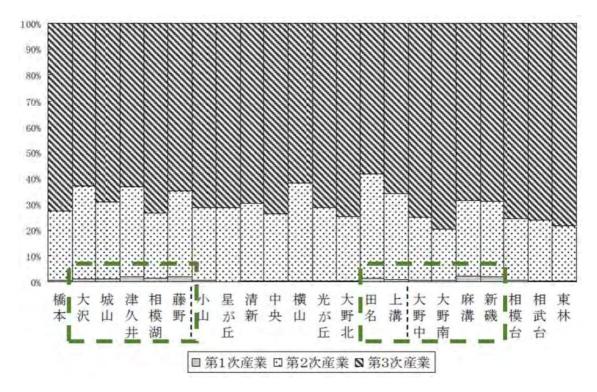


図7 地区別に見る就農者割合

出所:各行政区(3区)の地域特性に関する調査研究1. ~統計データ分析編~ を基に筆者作成 http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/dbps_data/_material_/localhost/kikaku/112000/pdf/toshi_mirai/h2101.pdf

図7は、H17国勢調査結果における相模原市の地区別第一次産業従事者割合である。点線で囲った部分は、比較的第一次産業従事者の割合が高い地域である。藤野・麻溝・新磯における第一次産業従事者の割合は2%を超えており、相模原市内では比較的農業従事者の割合が高い地域であると言える。一方、星が丘、東林、相武台等の地区は第一次産業従事者の割合が極めて低いと言える。

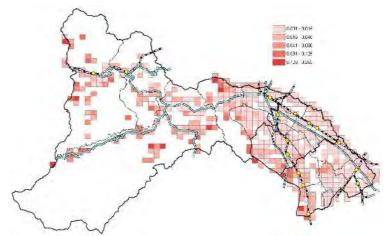
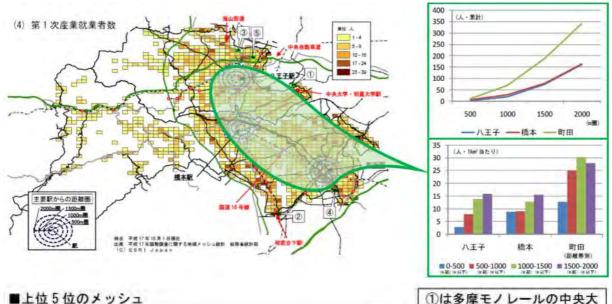


図 8 農業従事者の割合(500m メッシュ)

出所:各行政区(3区)の地域特性に関する調査研究1. ~統計データ分析編~ より抜粋 http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/dbps_data/_material_/localhost/kikaku/112000/pdf/toshi_mirai/h2101.pdf



NO住所	人
① (八王子市)大塚	39
② (相模原市)新戸	33
③ (八王子市)左入町、滝山町、梅坪町	29
④ (町田市)金森、鶴間	28
⑤ (八王子市)石川町、宇津木町、久保山町	27

①は多摩モノレールの中央大

- 学・明星大学駅
- ②は JR 相模線相武台下駅
- ③は滝山街道沿い
- 4)は国道 16号線
- ⑤は中央自動車道沿い

図 9 相模原市における第一次産業従事者の分布図

出所:平成22年度調査 地図でみる相模原市・町田市のすがた~広域連携を検討・推進するための基礎データ~を基に筆者作成 http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/dbps_data/_material_/localhost/kikaku/112000/pdf/toshi_mirai/h22_sagami_machida_data.pdf

図8は、相模原市内における農業従事者の割合を示したものである。図9は、相模原市・町田 市・八王子市の3市における第一次産業従事者の割合を比較した図ではあるが、参考資料として 使用した。図8を見ると、農業従事者の分布状況を把握することが出来る。さらに、図9を見る と第一次産業従事者における上位 5 位のメッシュは八王子市が多いことが分かる。また、主要駅 の距離別第一次産業就業者数は、2,000m 圏の累計では町田駅が最も多く、八王子駅、橋本駅の約 2倍となっている。

第二節 相模原市における遊休農地の現状及び政策に関する調査

1. 遊休農地に関する現状

平成 26 年 1 月時点における相模原市管内の農地面積は 2,357ha であり、遊休農地面積は 72ha である。割合にして約3.1%の農地が遊休農地となっている。然しながら、「中山間地域の現状と 将来に関する調査研究」(2014年4月 さがみはら都市みらい研究所)の将来人口推計を見ると、 何れの調査対象地域においても高齢者人口割合が増加し、年少人口割合が減少傾向にある。した がって、将来人口推計通り人口減少と高齢化が進行した場合、遊休農地の面積は拡大し、解消事 業は一層困難となる可能性が高い。よって、営農時における労働力不足の解消を優先的に行う必 要がある。

次に遊休農地対策データベースのデータに基づき、相模原市における遊休農地の詳細な状況を整理した(表 10)。データベースのデータは平成 12 年度時点のデータであり、やや古い為、平成 26 年度時点の遊休農地面積から推計を試みた(表 11)。推計手法は次のとおりである。 平成 12 年度のデータを利用し、全体の遊休農地面積に対する各項目の割合を小数点第二位まで算出した。

次に、 で算出した割合をもとに平成 26 年度時点の遊休農地総面積から各項目の割合を算出し、 推計した。推計したデータでは、小数点第一位以下の数値は四捨五入している。

表 10 相模原市における遊休農地の現状 (平成 12 年度時点) 単位: ha

	面積	圃場整備		農地の集団性			日照	日照条件		排水条件			状況	農機具の搬入		活用可能性	
地目		整備済み	未整備			10ha以上 20ha未満	囮	不良	良	普通	不良	1年生	多年生	可能	不可能	即可能	可能
田	4	4	0	1	2	0	4	0	0	4	0	0	4	4	0	1	3
畑	55	2	52	50	4	0	42	12	0	55	0	1	54	55	0	1	54
果樹地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
 合計	59	6	52	51	6	0	46	12	0	59	0	1	58	59	0	2	57

出所:全国農業会議所 遊休農地対策データベースのデータを基に筆者作成

http://www.nca.or.jp/Nochi/yukyu-db/menu.htm

(当該データは、農林水産省統計情報部が実施した「平成 12 年度遊休農地実態調査」の結果を基に、加工・ 集計されたものである)

表 11 相模原市における遊休農地の現状 (筆者推計:平成 26 年度時点) 単位:ha

		围場整備		農地の集団性			EB	条件	18.	#水条	Ή	荒廃状況		農機」	農機具の搬入		「能性
te∃	止 積	整備済み	未整偏	5ha未満	5ha以上 1Oha未満	10ha以上 20ha未满	ж	小 良	ж	普運	不良	1年生	多年生	可能	不可能	則可能	可能
\blacksquare	5	5	0	1	2	0	5	0	C	5	0	0		5 !	5 0	1	1
畑	67	2	63	61	5	0	51	15)	67	0	1	ß	6 6	7 0	1	66
果樹地	0	0	0	С	0	0	C	0	0	0	0	0		0	0	0	
슬립	72	7	63	€2	7	0	56	15)	72	0	1	7	1 7;	2 0	2	70
													_				

出所:全国農業会議所 遊休農地対策データベースのデータを基に筆者作成

http://www.nca.or.jp/Nochi/yukyu-db/menu.htm

(当該データは、農林水産省統計情報部が実施した「平成 12 年度遊休農地実態調査」の結果を基に、筆者が推計したものである)

表 10、表 11 の結果から、圃場整備が行われた農地は 1 割程度であり、遊休農地の圃場整備は 殆ど進んでいないと言える。また、5ha 未満の遊休農地が殆どであり、農地の集団性が低く集積 は困難であると考えられる。然しながら、日照条件が良く農機具の搬入が可能であり、活用可能 性も認められることから、手法によっては遊休農地の再利用は不可能ではないと推察される。

2. 遊休農地政策に関する調査

事例 1「津久井在来大豆の栽培による遊休農地解消事例」【基幹作物栽培型】

1) 経緯

傾斜地や鳥獣被害が多い地区を中心に耕作放棄地が発生し、その解消に向けた効果的な取り組みが急務となっていた。このため、市は平成22年4月に耕作放棄地対策協議会を設置し、関係機関及び団体等と連携しながら耕作放棄地の再生利用に向けた取り組みを開始した。耕作放棄地を活用し、ブランドの確立や6次産業化を促進している「津久井在来大豆」の生産拡大を支援することとした。「津久井在来大豆」は大粒で甘みがあり、加工した際の食味も良好とされている。農業体験を希望する市民や教育機関との連携を進めるなど、地域一体となったブランディングが進められている。茹でた枝豆などへの加工、販売を一体的に行うなど、6次産業化の事例も見られる。

2)事業内容

耕作放棄地対策協議会が耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用し、平成 22 年度に 0.6ha の耕作放棄地を再生した。再生した農地を利用し、「津久井在来大豆」の生産を開始した。利用権は生産者に設定した。平成 23 年度には、以前から課題となっていた生産性の向上を図る為、JAがコンバインを導入し生産者に貸与する仕組みを構築した。こうした取り組みにより「津久井在来大豆」の作付面積は、約 8ha にまで拡大している。収穫した「津久井在来大豆」の多くは豆腐、納豆や味噌などに加工、販売されている。

市は、耕作放棄地対策協議会に対し、国の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金に加え、同率の助成を実施している。再生農地における引き受け手の負担を軽減することにより、条件の悪い耕作放棄地であっても、引き受け手の確保を図っている。

3)取り組みの効果

津久井在来大豆の付加価値を高め、消費者の認知度を向上させるため、かながわブランド品 (県のブランド品)へ登録するなど広範なPR活動の結果、豆腐、味噌などの大豆加工品につ いても認知度が向上し、百貨店やスーパーなどでも順調に売上を伸ばしている。

4) 今後の展開方向と課題

耕作放棄地対策協議会では、年度毎に基本的な方針を定めながら取り組みを推進している。 平成 23~24 年度においては、国の新たな新規就農対策等と連携しながら、耕作放棄地の再生利 用による新規就農者の経営規模拡大を支援している。今後は、認知度向上を始めとするブラン ド強化やさがみはら農産物ブランド協議会との連携強化を図る必要がある。また、ブランディ ングやマーケティング戦略に裏打ちされた明確なビジョンが不可欠である。然しながら、現在 の取り組みでは、それらの戦略性が見られない。

補助事業

- (国)耕作放棄地再生利用緊急対策交付金(補助内容:再生作業、施設等補完整備)
- (市)相模原市耕作放棄地対策協議会事業費補助金(同上)
- (国)農業者戸別所得補償制度 畑作物の所得補償交付金(再生利用加算を含む)

津久井在来大豆 写真

写真 5 結実前の大豆

写真 6 未成熟状態の大豆

出所:津久井島村農園ホームページより抜粋 http://tukuisizen.com/tukuizairaidaizu.html

事例2「再生農地を利用した花卉栽培」【基幹作物栽培型】

1)経緯

緑区寸沢嵐地区では、農産物の生産・加工・販売を一体的に行う「農業の 6 次産業化」を展 開する青年就農者が約4,200平方メートルの耕作放棄地を借用することとなった。バラやサフ ランなどのエディブルフラワー(食用花)栽培が行われている。周辺には、津久井地域で唯一、 集約性の高い水田が残されている。再生する圃場は、周囲から見渡すことが出来る丘の上にあ る為、農地として再生利用することにより、田園風景と相まって良好な景観保全に繋がってい る。

2) 事業内容

(1)遊休農地の再生

長期間耕作放棄され、雑草が繁茂していた遊休農地が圃場整備により再生した。再生され た農地は優良なものとなった。



(2)エディブルフラワーの作付け及び栽培

圃場整備及び除草作業が終了した後、バラやサフランなどのエディブルフラワーの作付け、 栽培が行われた。

エディブルフラワーの作付け・栽培(平成24年10月)

長期間耕作放棄されていた為、土壌中に 大量の雑草の種子が含まれており、夏季 には除草を行うこととなった。 奥にはバ ラの苗が作付けされており、手前の区画 にはサフランの球根が作付されている。



写真9 エディブルフラワー作付け

写真 10 は、初夏に作付けされたバラの 苗が成長した様子である。来年の春季に は開花するものと思われる。



写真 10 バラの苗

写真 11 は、徐々に開花したサフランの 様子を記録したものである。食用に使用 されるのは、黄色の雌しべの部分である。 この雌しべを乾燥させ、スパイスとして 「サフランライス」等に使用する。



写真 11 開花後のサフラン

出所:相模原市ホームページ 遊休農地解消事例 参照

http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/sangyo/11277/24996/024998.html

事例3「再生農地を利用した野菜の栽培」【基幹作物栽培型】

1)経緯

緑区青野原地区では、露地野菜の栽培を行っている青年就農者が約 1,200 平方メートルの耕作放棄地を借用し、再生利用を行った。再生された圃場では、市内量販店等に直接出荷する為の葉物野菜を栽培している。

2)事業内容

(1)耕作放棄地の再生

約20年間、耕作放棄されていた圃場が再生された。津久井地域は比較的起伏の多い土地だが、当該圃場は傾斜も無く、条件の良い圃場であると言える。耕作放棄地対策協議会は、当該就農者の利用希望を受け、農地所有者との土地利用調整における仲介を行った。



出所:相模原市ホームページ 遊休農地解消事例 より抜粋

http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/sangyo/11277/24996/024998.html

(2)圃場の土壌整備

長期間耕作放棄されていた為、緑肥栽培による土壌整備を行った後、葉物栽培による耕作 放棄地の再生利用を実施した。

圃場における土壌整備(平成24年5月)

長期間耕作放棄されていた為、緑肥栽培による土壌整備を実施した。使用した緑肥作物はマメ科「ヘアリービッチ」である。ヘアリービッチを粗放生産することにより、地力向上や透水性の改善が可能である。

緑肥作物を栽培した後、草刈機を使用して細断した。細断後、農地に鋤き込む。この緑肥作物は、昨年秋に播種したものである。



写真 14 ヘアリービッチによる土壌整備



写真 15 緑肥作物の破断

出所:相模原市ホームページ 遊休農地解消事例 参照

http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/sangyo/11277/24996/024998.html

(3)葉物野菜の栽培による耕作放棄地の再生利用

土壌整備の後、再生された圃場では、ブロッコリー、ナバナ、のらぼう菜などの葉物野菜が作付されており、市内量販店向けに出荷されている。

葉物野菜の作付け(平成24年10月)

写真 16 は葉物野菜栽培の様子である。圃場には、ブロッコリー、ナバナ、のらぼう菜が作付けされている。



写真 16 葉物野菜

写真 17 は出荷直前のナバナである。圃場は丹沢山系の山々に囲まれており、日当たりは非常に良好である。



写真 17 出荷直前のナバナ

出所:相模原市ホームページ 遊休農地解消事例 参照

http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/sangyo/11277/24996/024998.html

3. 相模原市における遊休農地・遊休農地解消事業が抱える課題

相模原市における遊休農地の多くは、藤野地区を中心とした津久井地域に多く点在している。 津久井地域においては、平成25年度から「人・農地プラン(地域農業マスタープラン)」が作成され、認定農業者や新規就農者等の担い手へ農地集積・集約化が進められている。然しながら、農地の集団性が低いという現状を鑑みると、津久井地域という広域的な地域設定でのプランでは、実効性が低いと言える。むしろ相模原市の場合は、より実態に則した少単位での地域設定に基づき、農業者と地域住民の意見を反映したプランを作成する必要がある。そのうえで、それぞれの遊休農地の実状に合致した利用方法を考えなくてはならないと言える。

また、現在相模原市内において取り組まれている遊休農地・耕作放棄地解消事業が抱える課題の一つとして、持続性や戦略的なビジョンの欠如等が指摘されている。津久井在来大豆、エディブルフラワー、葉物野菜の栽培による遊休農地解消事業を見る限りでは、発展性が低いと考えられる。第一章にてピックアップした全国各地の遊休農地解消事業を見ると、様々な組織との有機的な連携や消費者との交流等による持続性や発展性が見られる場合が多い。然しながら、津久井在来大豆、エディブルフラワー、葉物野菜の栽培による遊休農地解消事業には、それらの持続性や発展性が余り見られない。

相模原市における取り組みの中で、戦略的な展開や持続性、発展性が見られる遊休農地解消事業は、第一章にて述べた津久井地域における学校農園の開設及び、次章に記述した法人参入による酒造好適米の栽培事例である。第一章で述べたとおり、津久井地域で行われた学校農園の開設、運営では、JA・行政・学校関係者が一体となった有機的連携が見られる。また、学校農園開設の数も徐々に増えており、持続的な取り組みであると言える。初等教育、中等教育において、生徒が農業に触れる機会を創出することは、「食農教育」という観点からも意義のある取り組みであると言える。また、次章に記述した酒造米栽培による遊休農地解消事例では、遊休農地を再生し、酒造米を栽培するだけではなく、市内の酒米農家や酒販店・飲食店関係者・消費者を巻き込んだ息の長い取り組みを行っており、地域の農業振興にも貢献している。この様に、遊休農地を利用した農作物の栽培だけではなく、持続的かつ広域的な視野を有した発展性ある取り組みが重要であると考えられる。

「津久井在来大豆」の栽培等による遊休農地解消事例では、持続性や発展性が見られないと前述したが、それらの取り組みはある程度効果を収めているのも事実である。特に「津久井在来大豆」は枝豆として収穫・販売することで、新たなブランド価値の創出が考えられる。したがって、既存の取り組みを応用したブランド強化や交流事業及び再生農地における助成の充実化により「基幹作物の拡大」と「担い手確保」の実現を目指すべきであると考える。

引用・参考文献

- 1) 関東農政局(2013): 『耕作放棄地再生・利用事例集』pp9
- 2) 相模原市企画市民局企画部広域行政課(2011): 『地図でみる相模原市・町田市のすがた』 芳 文社 pp126

参考ウェブページ

1) 全国農業会議所 遊休農地対策データベース

http://www.nca.or.jp/Nochi/yukyu-db/menu.htm

2) 津久井島村農園ホームページ

http://tukuisizen.com/tukuizairaidaizu.html

- 3) 相模原市農政課ホームページ『耕作放棄地再生利用事業について』 http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/sangyo/11277/24996/index.html
- 4) 農業経営におけるマーケティング的発想のすすめ
 http://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/55830_191287_misc.pdf

第三章 泉橋酒造株式会社を対象としたヒアリング調査

1. 調査概要

(1)調査実施日

平成 27 年 2 月 19 日(木)

(2)調査対象

泉橋酒造株式会社 代表取締役 橋場友一氏

(3)調査目的

法人の農業参入による耕作放棄地再生事業に関する調査を行った。主な調査内容は、耕作放棄地の再生利用に着手した経緯や背景、事業の効果、今後の展開である。

2. 調査結果

企業概要

- (ア)設立年月
 - ・安政 4年(1857年)
- (イ)資本金
 - ・2 千万円
- (ウ)従業員数

表 12 泉橋酒造株式会社の業務内容別従業員数

雇用形態及び業務内容					従業員数 (人)
正	規		雇	用	11 名
非	正	規	雇	用	13 名
圃	場関	係	従事	者	4名(夏季)、作業内容により人数の増減あり
酒	造 関	係	従事	者	7名

出所:ヒアリング調査のデータを基に筆者作成

圃場面積と収量について

(ア)圃場面積

表 13 圃場面積の概要

圃場の概要	面積 (ha)
泉橋酒造㈱ 所有圃場	4.5ha
契約圃場 (さがみ酒米研究会)	31.0ha
再生圃場 (元々遊休農地・耕作放棄地だった圃場)	1.4ha

出所:ヒアリング調査のデータを基に筆者作成

(イ)収量

表 14 酒造好適米の収量

圃場の概要	収量(t)
圃場全体	120 ~ 130 t
再生圃場	0.3t

出所:ヒアリング調査のデータを基に筆者作成

泉橋酒造㈱ 遊休農地解消事業の背景と展開

泉橋酒造㈱が遊休農地解消事業に着手した背景には、食糧法改正等が大きく関わっている。 1995年の食糧法改正により、米の流通規制が大幅に緩和され、生産者が流通業者をある程度自由に選択することが可能となった。結果として、生産者は必ずしも収穫米を全国農業協同組合連合会に通す必要が無くなった。当該流通規制の緩和を契機に、泉橋酒造㈱は自社が所有する圃場や地元で生産された酒造好適米を使用した「酒造り」に乗り出す。翌年1996年より、地元の酒造米生産拡大に着手した。その一環として、1997年に「さがみ酒米研究会」を設立する。「さがみ酒米研究会」は、JAさがみ、神奈川県農業技術センター支援のもと、酒米農家と共に設立した研究会である。当該研究会の活動内容は、主に酒米栽培の研究、勉強会及び品質の向上である。「さがみ酒米研究会」が栽培を行っている主要地域は、相模川東側流域の「海老名市」、「座間市」であり、現在の面積は約31haに及ぶ。研究会員のうち、7名は農家であり、全員エコファーマー認定農業者である。「さがみ酒米研究会」は、発足当時より酒造米の生産拡大だけではなく、減農薬・無農薬栽培による持続的な営農と環境保全にも取り組んでいる。

2012年、「さがみ酒米研究会」等の取り組みが評価され、泉橋酒造㈱が相模原市の遊休農地利用に着手する運びとなった。2009年における改正農地法により、営農家や農業生産法人以外の企業が農地を借用し、営農が可能となった為である。再生利用を実施することとなった田名望地河原の遊休農地は、長期間の耕作放棄により雑草が繁茂した状況であった。望地河原開田組合の協力のもと、泉橋酒造㈱が主体となり圃場整備を実施した。通常、長期間耕作放棄された水田の場合、深根性の雑草等により土壌基盤が侵食され、耕作機械を導入するためには耕盤を固め直す必要がある。然しながら、望地河原の遊休農地は土壌礫層の堅牢性が維持されていた為、すぐに農耕機械を導入することが可能であった。再生事業の着手1年目にして酒造米の作付けが実現した要因の一つとして挙げることが出来る。また、泉橋酒造は自家消費用米を生産するための水田を所有していたことから、水田における圃場整備のノウハウ等を有していたものと考えられる。この遊休農地再生事業により、農地が適切に管理・利用されることで周辺環境は改善され、生態系を始めとする自然環境の保全に大きく寄与したと考えられる。

圃場拡張や遊休農地再生に関する今後の展開方向は以下のとおりである。担い手不在の休耕田に関しては、借用面積を拡大したいと考えており、遊休農地に関しては、大島・田名を中心に圃場拡大を行う計画である。農作業の効率化を図る為、畦畔除去による区画整備を行いたい、とのことである。泉橋酒造㈱を対象としたヒアリング調査により、水田を始めとする遊休農地の整備には多くの労働力を投下しなければならない場合が多く、圃場整備支援の重要性を改めて確認することが出来た。

工 程 泉橋酒造㈱ 遊休農地解消事業の展開 (相模原市 田名 望地河原) 合意形成 写真 18・19 出所:泉橋酒造㈱ 撮影 撮影日:2012.4.29 圃場整備 写真 20・21 出所:泉橋酒造㈱ 撮影 撮影日:2012.5.17 作付け (山田錦) 写真 22・23 出所:泉橋酒造㈱ 撮影 撮影日:2012.6.22 出穂 (山田錦) 写真 24・25 出所:泉橋酒造㈱ 撮影 撮影日:2012.9.6

さがみ酒米研究会の取り組み



写真 26

出所:泉橋酒造㈱ホームページ http://izumibashi.com/



写真 27

出所:泉橋酒造株式会社の蔵元通信「圃場巡回、検討会」 http://d.hatena.ne.jp/izumibashi/20110812/1313194652

「さがみ酒米研究会」は、生産者同士の交流による情報交換や品質の向上、減農薬、無農薬 業栽培に関する実証研究、視察の受け入れ等、様々な活動を行うことで地域の農業振興を図っている。

3. 津久井在来大豆を利用した取り組み

泉橋酒造㈱は、地元農家と協力し、津久井在来大豆を使用した味噌、醤油の生産も行っている。かつて酒蔵では、食生活の基本となる酒、味噌、醤油等を自前で作るのが主流であったと言われている。春に田植えを行い、秋に収穫した米を使用し、冬に清酒を醸造する。さらに、水田の畦で栽培した大豆で味噌の生産を行う。そのような酒蔵ならではの二毛作を実現させたいという思いから、神奈川県(座間・海老名・藤沢)で生産される津久井在来大豆を使用した味噌の生産を行っている。また、「大豆の自給率向上に貢献する」という理念のもと、ブランディングによる地大豆や山田錦の消費拡大を目指している。



画像 1 地大豆を使用した味噌の PR 画像

出所:泉橋酒造㈱ホームページより抜粋 http://izumibashi.com/

津久井在来大豆を使用した取り組み

オリジナル丸大豆醤油





写真 28・29

出所:筆者撮影 撮影日:2015.2.19

(説明)

神奈川県産の津久井在来大豆と国産小麦を使用し、木樽で1年以上熟成させた濃口醤油である。泉橋酒造の代表的な意匠である「赤とんぼ」のラベルが貼られている。

いづみ橋の吟醸味





写真 30・31

出所:泉橋酒造㈱ ホームページ

http://izumibashi.shop-pro.jp/?mode=cate&cbid=1017571&csid=0

(説明)

神奈川県産の津久井在来大豆と酒米・山田錦で醸した米麹味噌である。泉橋酒造の代表的な意匠である「赤とんぼ」のラベルが貼られている。

4. 小括

遊休農地や耕作放棄地の解消事業を行う場合、事業の持続性や発展性は非常に重要である。圃場の適正利用や投下したコスト・労力の損失という観点からも、再生した圃場が再び遊休農地・耕作放棄地へ戻る事態は回避する必要があるからである。事例調査から分かるとおり、泉橋酒造㈱の遊休農地再生利用に関する取り組みは、酒造米の生産だけではなく、様々な交流事業や環境保全、製品のブランディング等による持続性や発展性が見られた。これらの持続性や発展性は、再度遊休農地化するリスクを軽減するだけではなく、地域の農業振興という見地からも非常に有意義であると言える。当該事例は、法人参入による遊休農地・耕作放棄地解消事業の事例として、新たな可能性を示唆するものである。

引用・参考文献

- 1) 生源寺真一 編(2000): 『地殻変動下のコメ政策 -川上・川下からのアプローチ-』第 部食糧 法と「新たな米政策」pp181-236 農林統計協会
- 2) 八木宏典(2010): 『農業のすべてがわかる本』第2部第1章「米のイロハ」戦後の米政策 pp110-113 株式会社ナツメ社

終章 総合考察

―調査結果の概要と遊休農地対策に関する提言―

第一節 調査結果の概要と考察

遊休農地を解消する際には、根本的な発生要因を明らかにし、解消へアプローチすることが重要である。前章までの分析によって明らかとなった遊休農地の発生要因は次のとおりである。まず、 遊休農地の発生要因として大きな割合を占めているのが高齢化による労働力不足である。また、 高齢化による労働力不足と関連して見られる農地の受け手の不在、という現状も無視することは出来ない。したがって、担い手の確保による労働力不足の解消が不可欠である。さらに、

農産物価格の低迷も遊休農地の発生要因として指摘されている。この問題を回避するためには、 基幹作物の栽培と市場価格に左右されないプランド価値の確立が必要である。

上記の内容を念頭に置き、全国の遊休農地解消事業における成功事例の特徴を述べる。全国で行われている取り組みを調査すると、持続性や発展性が見られる取り組みでは、JAや行政、住民等との有機的な連携や交流事業の実施、他事業との協同を図る等、事業展開に際して様々な創意工夫が見られた。持続性や発展性を創出するということは、再生した圃場が再び遊休農地化する事を防ぐだけではなく、地域の農業振興や地域振興という観点からも、非常に有意義であると言える。つまり、他地域の成功事例を模倣するだけではなく、その地域の現状や条件を考慮した「創意工夫」が重要となる。

次に、相模原市における農地利用及び遊休農地の現状に関して述べる。相模原市内には小規模兼業農家が多く、農地も飛び地となっているケースが多い。特に中山間地域では、小規模農家が点在している状況である。遊休農地に関しても同様の傾向が見られる。相模原市における遊休農地は、藤野地区を中心とする中山間地域に多く点在しており、その集団性は非常に低いため、農地集約は困難である可能性が高い。また、遊休農地の圃場整備は殆ど進んでいないのが現状である。然しながら、日照条件が良く、農機具の搬入が可能であり、活用可能性も認められることから、遊休農地の活用は可能であると推察される。さらに、地方の中山間地域と比較し、都市部に近く交通網も整備されていることから、地理的優位性が認められる。

最後に、相模原市における遊休農地の解消事業に関して述べる。相模原市内で取り組まれている、津久井在来大豆、エディブルフラワー、葉物野菜等の栽培による遊休農地解消事業には、戦略的なビジョンや持続性、発展性が余り見られない。これらの事例では、取り組み内容が作物の栽培のみであり、発展性のある取り組みが行われていない。圃場の適正利用という観点から見れば十分であるが、戦略的なビジョンに立脚した持続性や発展性が無ければ、再び遊休農地化するリスクの発生が考えられる。これに対し、泉橋酒造㈱が取り組んでいる遊休農地再生利用では、再生圃場における酒米栽培だけではなく、関係者や関連団体、消費者を巻き込んだ有機的な連携や様々な取り組みを行っている。その点において、泉橋酒造㈱は長期的なビジョンに基づく、発展性ある取り組みを行っていると言える。

以上の調査結果を整理すると図 10 のようになる。

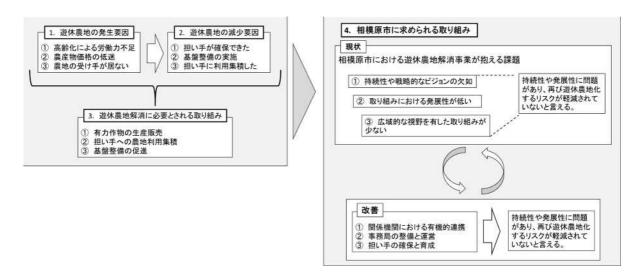


図 10 本研究結果の概要に関するフレーム

出所:筆者作成

第二節 遊休農地対策に関する提言

提言 1 空き家を活用した担い手の確保と育成 (案)

1. 「空き家と遊休農地を活用した移住促進政策」

ここで提言する政策は、遊休農地発生の主な発生要因である高齢化による労働力不足を緩和する為、新規就農者の確保を目的とするものである。これまで相模原市が取り組んできた空き家解消政策と遊休農地解消策を一体的に実施することにより、相模原市内だけではなく、市外から遊休農地の利用者を確保することが出来る可能性が高まる。結果として、移住推進にも繋がると考えられる。これらの理由から、空き家を活用した遊休農地対策に関する提言を述べる。本政策提言に関する詳細は以下のとおりである。

就農希望者に対して空き家と遊休農地の斡旋を行うことにより、遊休農地利用者の確保を行う。移住希望者には、空き家近隣の遊休農地に関する情報を提供し、相模原地域ポータルサイトのような既存の情報発信媒体や「ふるさと回帰・循環運動推進・支援センター」1等を活用して移住と就農のマッチングを進める。その為には、地理情報システム等を活用した空き家及び遊休農地に関するデータの情報集約と整理を行う必要があろう。既存のシステムや事業を活用し、連携を図ることによって事業コストの削減やシナジー効果が期待出来る。

2. 「就農希望者の育成及び支援」

就農希望者が移住した後、既存の就農者支援事業や研修システム等を活用することにより、就 農に伴う経済面や技術習得面における負担を軽減し、農業者としての育成に努める。その後、再 生圃場における本格的な営農に移行する。表 15 には、新規就農者を支援する際、活用可能と考え

1

¹ 正式名称:「特定非営利活動法人100万人のふるさと回帰・循環運動推進・支援センター」

¹⁰⁰万人のふるさと回帰・循環運動は、 I ターン・J ターン・U ターンなど、地方で暮らし生活することを希望する都市生活者や定年退職者等の人々の為、受け入れ体制や技術指導などの基盤を整備し、地域活性化と新たな価値観を創造するための社会運動として「自然豊かな地方で暮らそう『100万人のふるさと回帰・循環運動』」として取り組むものである。

[『]認定 NPO 法人ふるさと回帰支援センター ホームページ 設立趣旨参照』(http://www.furusatokaiki.net/about/purpose/)

られる既存事業を整理した。表 15 に整理した既存事業を活用することにより、移住後の営農及び収入確保における支援を行い、本格的な営農に移行するまでの援助とする。また、高齢化による労働力不足等の課題を抱える農家へ新規就農者を派遣し、研修を行うことで、労働力の補填も期待出来る。農業技術の継承という観点からも、営農経験豊富なベテラン農業者の元で研修を行うことは有意義であると考えられる。

表 15 活用が考えられる既存の支援事業

取り組みの概要	詳細
青年就農給付金【県補助】	青年新規就農者の確保と定着を図るため、経営 が不安定な就農直後の所得支援
援農システム【市補助】	担い手不足の農家の労働力不足を補うための「援農システム」
農作業受託オペレーター【市補助】	遊休農地を解消し、農地の適正な保全を図る為 の農作業受託オペレーター事業に対する支援
新規就農者等サポート事業アドバイザー 派遣	新規就農者に対する経営面での支援を行う為の 専門家派遣

出所:「(仮称)新・都市農業振興ビジョンの策定に関する事項について 答申(案)」pp14 を基に筆者作成

3. 参考事例 「農地付き空き家利用制度」

ここでは、上述の提言内容の参考とする為、島根県雲南市の「農地付き空き家利用制度」について紹介する。雲南市では、農地付き空き家の借用、購入の斡旋事業による移住促進を図っている。また、専属スタッフ(定住推進委員)による移住後のサポートも行っており、移住者に対する支援も充実している。ここで紹介した「農地付き空き家制度」に関するフレームワークは図 11 のとおりである。

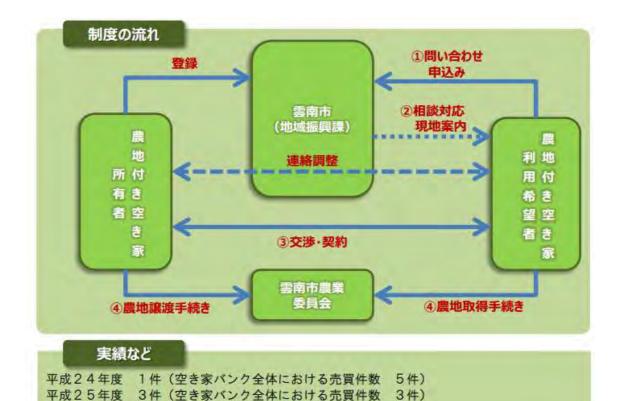


図 11 農地付き空き家活用制度の概要

出所:国土交通省中国地方整備局「農地付き空き家」制度活用より抜粋

「島根県雲南市 農地付き空き家制度の事例」

http://www.cgr.mlit.go.jp/chiki/kensei/akiyahp/pdf/unnanjirei2.pdf

提言 2 基幹作物の栽培とプランディングによる遊休農地の活用 (案)

1. 「津久井在来枝豆のブランディングと収穫体験による交流事業」

ここでは、津久井在来枝豆のブランディング及び消費者等との交流による事業の活性化に関して述べる。ブランディングの流れと交流事業に関する提言内容の詳細は以下のとおりである。

【プランディング】

(1)基幹作物の栽培と拡大

基幹作物となる津久井在来大豆を栽培し、同時に麻溝ごぼうの生産とブランディングを行う。津久井在来大豆は枝豆の段階で収穫し、加工・販売を行う。

(2)伝統やストーリーを活用したニュースの創造とPR

津久井在来大豆や麻溝ごぼうは、相模原市内において古くから生産されている在来作物であり、それらに関連する歴史的背景を活用し、ブランディングを図る。また、遊休農地を使用することで、ストーリー性を高める事が可能となる。

(3)体験型キャンペーンの実施

Sagamix の様なアンテナショップや相模原市内外における百貨店等で試食デモンストレーションを実施し、認知度向上とブランド情報の浸透を図る。相模原ブランドと消費者とのコンタクトポイントを増やし、口コミ等による情報拡散を狙う。

(4)相模原市内における店舗との連携

地域一体となり、ブランドイメージに関するメッセージや食味の情報を発信し、相模原ブランドとしてのイメージ定着を図る。

(5)行政機関による種苗の保存と普及体制の強化

種苗の保存や普及体制を強化することにより、生産者に対する種苗の安定供給を実現する。

(6)全農によるブランド管理体制の充実

全農等の機関がブランドの管理を行い、品質の安定化を行うことにより、ブランドイメージの確立を実現する。

(7)生産者団体の結成と品質の均一化と向上

農作物のブランディングには品質の均一化と向上が欠かせない。したがって、生産者同士が情報共有や目合わせ等を行い、連携して品質の均一化を図る必要がある。

ブランディングによる認知度の向上 収穫体験の魅力度向上



収穫体験によるブランドの強化 販売促進・PR

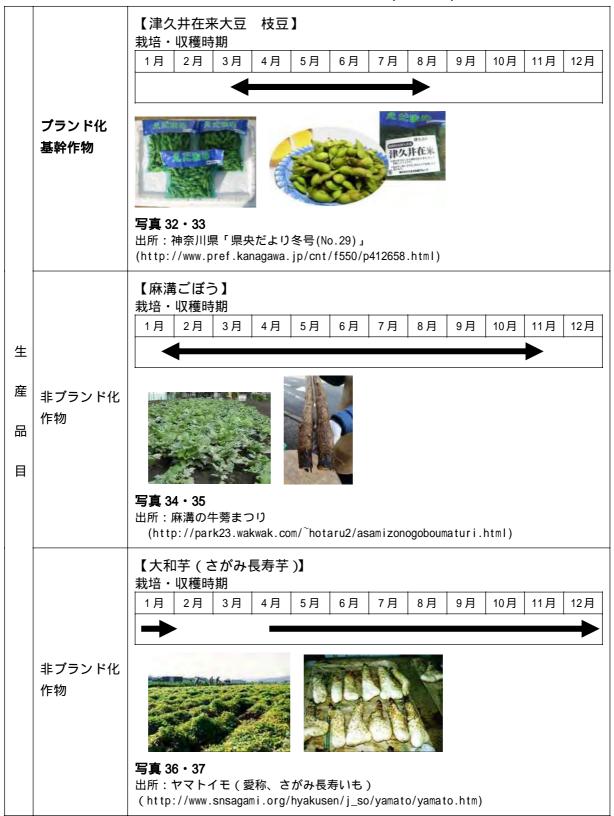
【収穫体験】

相模原市内在住の住民及び都市部・都市近郊在住の住民を対象とした枝豆の植栽、収穫体験を実施し、販売促進やPRの一助とする。然しながら、枝豆と茎を分離する作業では脱莢機等の農業機械が必要となる。

2. 基幹作物の栽培形態 (例)

表 16 は、基幹作物と成り得る作物の作付け例を示したものである。津久井在来枝豆を基幹作物する一方、端境期における収入の確保及び連作障害の回避を図る為、麻溝ごぼう、或いは大和芋の栽培を行う。

表 16 栽培形態の詳細と栽培時期 (作付け例)



3. 参考事例 「黒大豆系枝豆生産者 (京都府船井郡京丹波)」

ここでは、基幹作物の栽培形態における参考事例を紹介しておく。参考事例としたのは、京丹 波町にて紫ずきんを中心とした黒大豆枝豆系統の大規模生産を行っている農家(生産者 E)である。 生産者 E の基幹作物である紫ずきんは、京都府農業研究センターが開発した品種であり、府全体 がブランディングに取り組んでいる。また、近年では京夏ずきん、紫ずきん 2 号の開発が行われ ている。これらの新品種が普及することにより、出荷時期の拡大及び供給過剰による値崩れの回 避、生産者の労力分散が可能となった。

また、生産者 E は紫ずきんの単価下落や連作障害対策の為、堀川ごぼうの生産を行っている。 堀川ごぼうは全量契約販売を行っており、最終的には製菓用の粉末として加工される為、品質に 関して厳しい要求はされないという利点を有する。

	経営概要	内容
	年齡	年齢 (44)
F. [ブランド認証年	平成7年
上 在 当 青	プランド化の動機	①聖護院蕪に替わる京野菜生産の導入 ②水田の利活用
夏一	雇用労働	11名
2	農地面積 (ha)	10.7
主 室品目	プランド化(作付面積(ha))	京夏ずきん (3.1) 紫ずきん (3.0) 紫ずきん 2号 (2.7) 新丹波黒 (1.9)
	非プランド化(作付面積(ha))	堀川ごぼう (0.8)

図 12 在来枝豆生産農家における農家形態

出所:大野雄太(2013)『京野菜のブランド化の取り組みの効果とその課題-農業経営に及ぼす影響の評価を中心として-』pp66 より抜粋

4. 参考事例 「株式会社コンシス(青森毛豆研究会)」

ここでは、生産者団体に関する参考事例としてピックアップした「青森毛豆研究会」について紹介する。当該事例は、在来枝豆のブランディング及び品質向上等の取り組みを行っている生産者団体に関するものである。「青森毛豆研究会」は、生産者によって構成されたグループであり、「青森毛豆」のブランド化や品質の向上、安定的な生産を目的としている。当該研究会が普及の対象としている「毛豆」は、青森県の在来枝豆であり、栽培されている地域の食文化と非常に深い関わりを持っている。然しながら鮮度の低下が比較的早く、殆ど青森県内で消費されていた為、食味の優良性にも関わらず、県外における認知度は低い状況であった。農作物の輸送技術の向上と輸送網の発達により、鮮度の保持が可能となったことから、「毛豆」の普及活動に着手した、とのことである。

「青森毛豆研究会」は、株式会社コンシスが運営の主体となっている。株式会社コンシスは、主に Webコンサルティング事業、 Web制作事業、 Web関連コンテンツ事業、 農業サポート事業等を行っている企業であり、ICTを活用した営農支援や農作物のブランディング支援等も行っている。当該事例は、企業による生産者団体の運営と農作物の普及・ブランディングにおける可能性を示唆するものである。

「青森毛豆研究会」の取り組み



画像 2 プランド枝豆の生産者募集広告

出所:青森毛豆研究会ホームページより抜粋

http://www.kemame.jp/member.html



画像3 消費者との交流イベント

出所:青森毛豆研究会ホームページより抜粋

http://www.kemame.jp/member.html

画像 2 は、毛豆生産者の募集を告知する広告であり、画像 3 は、イベントの開催による生産会員同士の意欲向上及び消費者との交流を告知するものである。

提言3 遊休農地活用に関するフレームワークの構築 (案)

1. 遊休農地解消フレームワーク

本章で述べた「空き家を活用した担い手の確保と育成事業」及び「基幹作物の栽培とブランディングによる遊休農地の活用事業」における事業内容を連関図法により整理した(図 13)。図 12のフレームワークでは、本研究の提言及び「新・都市農業振興ビジョン」における重点プロジェクトとの連携を視野に入れている。フレームワーク(図 13)に関する詳細は次のとおりである。

まず、遊休農地付き空き家を利用し、就農希望の移住者を確保する。確保した移住者・新規就農者については、高齢化による労働力不足等の問題を抱える農家の元へ研修生として派遣、或いは既存の農業研修システムを活用する中で担い手として育成する。その際、既存の就農者支援事業を活用し、生活を維持できるよう援助を行う。担い手の育成と同時に遊休農地の圃場整備を行い遊休農地の貸与、或いは売却を行う。再生された遊休農地では、基幹作物となる有力作物の栽培を試みる。トライアル・アンド・エラーによる品質の向上と均一化を図る。ある程度品質の向上と均一化が認められた段階でブランディングを行う。同時に、収穫体験プロジェクトや食農教育プロジェクト、さらに地域住民や都市部の学生を対象としたワークショップ、フィールドワークの受け入れ等により付加価値の向上と話題性の創出を行う。これらの取り組みを持続的なプロジェクトとするため、事業の進行ごとに課題・問題点の抽出及び分析を行い、改善策の検討、実行を図る(PDCAサイクルの構築)。当該システムを循環させることにより、事業の持続性と発展性の向上を目指す。

これらのシステムを構築する際、市には事業を主管する事務局やプラットフォームの整備が求められる。然しながら、設立した事務局等の組織やプラットフォームが形骸化しては意味が無い。 そうした形骸化を防ぐ為には、現状や問題点を十分に把握し、関係機関と有機的かつ持続的な連携を図る必要性がある。

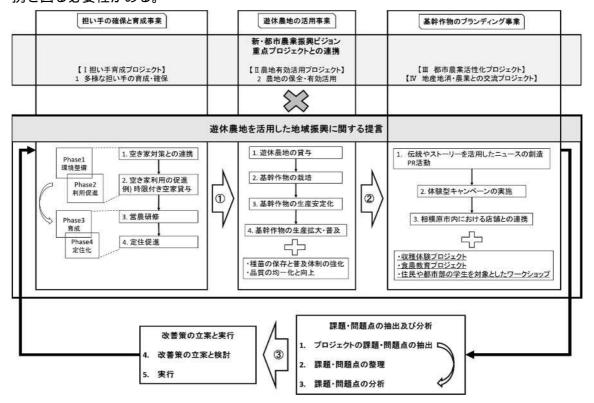


図 13 遊休農地活用に関するフレームワーク 出所:筆者作成

2. 参考事例 「町田市における農地利用集積円滑化事業」

ここでは、フレームワークを構築する際に参考事例として用いた事業に関して紹介する。参考事例としたのは、町田市で取り組まれている「農地利用集積円滑化事業」である。町田市では、 里山風景等の景観保全を図ると同時に、既存農家や新規農業経営者を対象とした「農地利用集積 円滑化事業」を実施している。これは、農業経営基盤強化促進法に基づくものであり、市街化調 整区域にある遊休農地の斡旋を主軸としている。農地利用は農業経営に限定するものであり、家 庭菜園等の利用者は対象としていない。

遊休農地所有者から委任を受けた農地情報を「農地バンク」に登録し、新たな農地取得を希望している営農家を「担い手バンク」に登録する。その後、両者のマッチングを行い、遊休農地の利活用を図る取り組みである。

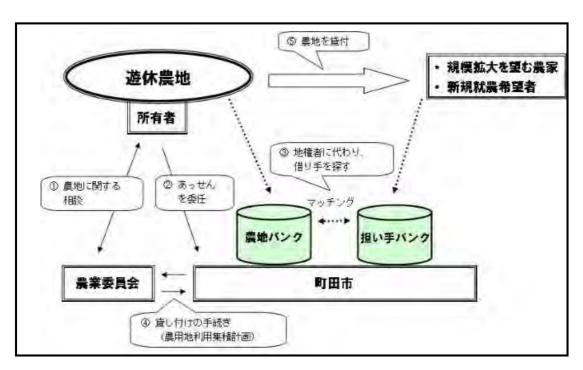


図 14 町田市における遊休農地斡旋事業

出所:町田市ホームページより抜粋

https://www.city.machida.tokyo.jp/kanko/sangyo/nougyo/nouchihozen/assen.html

第三節 本研究における課題と今後の展開方向

本調査研究では、遊休農地の主な発生要因を始め、遊休農地を解消する際に有効であると考えられる取り組みを整理し、そのうえで全国の遊休農地解消事業の調査を行った。そこから、相模原市における農地利用・遊休農地の現状を考慮し、参考事例として有効である事例をピックアップした。さらに、それらピックアップした事例と相模原市内で取り組まれた解消事業を比較し、評価した。その事業評価や、泉橋酒造㈱のヒアリング調査を踏まえたうえで、遊休農地解消に関する提言をまとめた。結果として、相模原市の地域性に合致した提言を取りまとめる事が出来たと考える。

今後の展開方向及び研究課題は次のとおりである。平成26年度の専門研究における調査結果を踏まえ、質的調査の充実や意見集約による研究内容の深化に努める。特に、遊休農地を活用した有力作物の栽培とブランディングにおける実現可能性の検討に主眼を置くものとする。これらの研究目的を達成するため、次の研究課題を設定する。

ヒアリング調査や現地調査による質的調査の充実

遊休農地の保有者や遊休農地の利活用を行っている農業者を対象にヒアリング調査を行い、 より詳細な実態把握に努める。

ワークショップ等を活用した意見集約

住民や農家、学生等を対象としたワークショップによる意見の抽出により、当該遊休農地対策プロジェクトの実現可能性を検討する。

実証実験の実施

試験的な遊休農地の圃場整備及び利用を行うことにより、提言した遊休農地対策の持続性や 発展性等を検証する。

遊休農地活用におけるビジョン及びプロジェクトの策定

~ の研究課題を踏まえ、遊休農地活用における持続的かつ発展性のあるビジョン、プロジェクトの策定を行う。

引用・参考文献

- 1) 平野信之(2008): 『大消費中核地帯の共生農業システム』財団法人農林統計協会 pp248-267
- 2) 後久博(2007): 『農業ブランドはこうして創る』株式会社ぎょうせい pp
- 3) 後久博(2009): 『農商工連携による「新地域おこし」のススメ』株式会社ぎょうせい pp
- 4) 後久博(2011): 『売れる商品はこうして創る 6 次産業化 農商工連携というビジネスモデル 』 株式会社ぎょうせい pp136-147
- 5) 大野雄太(2013): 『京野菜のブランド化の取り組みの効果とその課題-農業経営に及ぼす影響 の評価を中心として-』第4章 京野菜の大規模ブランド認証農家の経営的特質の評価 pp65-73
- 6) 農山漁村文化協会(2006): 『現代農業 2006 年品種大特集 』遊休農地を活かす品種 一般社団法人農山漁村文化協会 pp168-181
- 7) 農林水産省大臣官房企画評価課知的財産戦略チーム(2007): 『農林水産物・地域食品における 地域プランド化の先進的取組事例集』農林水産省 pp21-22
- 8) 農林水産省大臣官房情報評価課(2010.2): 『aff 野菜をめぐる新しい動き(伝統野菜の実力)』 pp28-35
- 9) 農林水産省大臣官房情報評価課(2010.11): 『aff 鳥獣被害対策を考える(休耕地を活用したカウベルト)』pp10-11
- 10) 農林水産省 農蚕園芸局畑作振興課・食品流通局食品油脂課(1977年):『日本の大豆』pp189-231

参考ウェブページ

- 1) JA京都 新たな夏の味覚 黒大豆枝豆「京夏ずきん」 http://www.jakyoto.com/modules/channel2/index.php?id=155
- 2) 京都府ホームページ「黒大豆の枝豆 紫ずきん」 http://www.pref.kyoto.jp/kyotootokuni-f/1217305715352.html
- 3) JA京都ホームページ「紫ずきん」

http://www.jakyoto.com/modules/zukan5/index.php?id=31

4) 青森毛豆研究会

http://www.kemame.jp/

5) 町田市ホームページ

https://www.city.machida.tokyo.jp/kanko/sangyo/nougyo/nouchihozen/assen.html

【専門研究員:佐藤 暁彦】

《略歴》

東京農業大学 国際食料情報学部 国際バイオビジネス学科 卒業 東京農業大学大学院 農学研究科 博士前期課程 修了

《主な研究実績》

東京農業大学 国際バイオビジネス学科(2013) 「バイオビジネス11 地域共生と事業多 角化の挑戦者」 第3章 分担執筆

東京農業大学 国際バイオビジネス学科(2015) 「バイオビジネス13 新世代日本的経営 の確立に向けて」 第2章 分担執筆

(修士論文)「地ビールメーカーにおける経営的待質と成長要因に関する研究」

【監修:土田 志郎】

《略歴》

東京農業大学 国際食料情報学部 国際バイオビジネス学科 教授 《専門》

バイオビジネス経営学

平成 26 年度専門研究 相模原市における遊休農地を活用した地域振興に関する調査研究

平成27年7月発行

相模原市企画財政局企画部企画政策課さがみはら都市みらい研究所

住 所 〒252-5277

相模原市中央区中央2-11-15

TEL 042-769-9224

E - mail surv@city.sagamihara.kanagawa.jp